

別表（第2条関係）

補助事業名	介護キャリア段位制度の普及促進事業
補助事業の目的	全国共通の評価基準により職員の実践的スキルを評価する介護キャリア段位制度で、介護事業所・施設内で職員の評価を行うアセッサーを養成する講習の受講料の一部を補助することにより、介護事業所・施設のキャリアパス制度の整備を支援し、職員の資質向上と福祉人材の定着を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	県内で介護事業所・施設を経営・管理する社会福祉法人等（以下「法人」という。）で、現任職員をアセッサー講習に派遣する者。
補助事業の対象となる経費	アセッサー講習に係る受講料
補助率	1 / 2
補助金の額	アセッサー講習の受講人数に10千円を乗じて得た補助基準額と、法人が負担する補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額を比較して少ない方の額。ただし、算定した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
適用除外する条項	
その他の事項	

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条	(添付書類) 介護キャリア段位制度の普及促進事業費補助金所要額調書 (別紙 1)
	(指定期日) 別に定める日
第 7 条第 1 項	(軽微な経費配分の変更)
	(軽微な事業内容の変更)
第 8 条第 1 項	(添付書類) 第 3 条に準じる。
	(指定期日) 必要の生じた日から 20 日以内。 ただし、平成 31 年 3 月 31 日を限度とする。
第 9 条第 1 項	(報告事項等)
第 11 条	(添付書類) 介護キャリア段位制度の普及促進事業費補助金精算調書 (別紙 1)
	(指定期日) 別に定める日
第 19 条第 1 項	(処分制限期間)

別紙 1

介護キャリア段位制度の普及促進事業費補助金（所要額・精算）調書

(単位：円)

区分 事業名	補助対象経費 A	補助金算定額 (A/2) B	補助基準額 C	補助所要額 (B・Cを比較して少 ない方の額(千円未 満切り捨て)) D	交付決定額 E	差 引 (D - E) F	備 考
介護キャ リア段 位制 度 の 普 及 促 進 事 業	円	円	円	円	円	円	

注 E欄及びF欄は、交付申請時には記入しないこと。